

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第2区分
【発行日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【公表番号】特表2010-530400(P2010-530400A)
【公表日】平成22年9月9日(2010.9.9)
【年通号数】公開・登録公報2010-036
【出願番号】特願2010-512690(P2010-512690)
【国際特許分類】

A 6 1 K 8/37 (2006.01)
A 6 1 K 8/06 (2006.01)
A 6 1 Q 19/00 (2006.01)
A 6 1 Q 17/04 (2006.01)
A 6 1 Q 19/10 (2006.01)
A 6 1 P 17/00 (2006.01)
A 6 1 K 9/107 (2006.01)
A 6 1 K 47/14 (2006.01)
A 6 1 K 47/24 (2006.01)
A 6 1 K 47/10 (2006.01)
A 6 1 K 47/06 (2006.01)
A 6 1 K 47/16 (2006.01)
A 6 1 K 47/38 (2006.01)
A 6 1 K 47/36 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/37
A 6 1 K 8/06
A 6 1 Q 19/00
A 6 1 Q 17/04
A 6 1 Q 19/10
A 6 1 P 17/00
A 6 1 K 9/107
A 6 1 K 47/14
A 6 1 K 47/24
A 6 1 K 47/10
A 6 1 K 47/06
A 6 1 K 47/16
A 6 1 K 47/38
A 6 1 K 47/36

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

油相および水相を含むエマルジョンを含む泡沫処方物であって、前記油相は前記泡沫処方物中でラメラ状の膜を形成する膜形成物質である水素添加レシチンおよびカプリル酸ノ

カプリン酸トリグリセリドを含んだ、化粧品および皮膚科用泡沫処方物。

【請求項 2】

前記エマルションが水中油型エマルションである、請求項 1 に記載の泡沫処方物。

【請求項 3】

前記エマルションがさらに、増粘剤を含む、請求項 1 または請求項 2 に記載の泡沫処方物。

【請求項 4】

前記エマルションがさらに安定剤を含む、請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 5】

前記安定剤がペンチレングリコールを含む、請求項 4 に記載の泡沫処方物。

【請求項 6】

前記エマルションがさらに、シアバター、グリセロール、スクアラン、セラミドまたはこれらの混合物を含む、請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 7】

前記エマルションがさらに、油および脂肪性物質を含む、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 8】

前記エマルションがさらに少なくとも 1 種の活性薬剤を含む、請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 9】

前記活性薬剤が、ピロリドンカルボン酸およびその塩、乳酸およびその塩、グリセロール、ソルビトール、プロピレングリコール、尿素、コラーゲン、エラスチン、絹タンパク質、ヒアルロン酸、セラミド、ナイアシン、 α -トコフェロールおよびそのエステル、ビタミン A、ビタミン C、没食子酸塩、ポリフェノール、パンテノール、ピサボロール、植物ステロール、グルココルチコイド、抗生物質、鎮痛薬、消炎薬、抗リウマチ薬、抗アレルギー薬、駆虫薬、抗痒疹薬、乾癬治療薬、レチノイド、局所麻酔薬、静脈治療薬、角質溶解薬、充血性化合物、冠動脈治療（硝酸塩/ニトロ化合物）、抗ウイルス薬、細胞分裂阻害剤、ホルモン、創傷治癒を促進する薬剤、成長因子、酵素製剤、殺虫剤、ならびに植物系物質（藻類、アロエ、アルニカ、サルオガセ、コンフリー、カバノキ、イラクサ、キンセンカ、オーク、ツタ、マンサク、ヘナ、ホップ、カモミール、ラスカス、ペパーミント、マリーゴールド、ローズマリー、セージ、緑茶、ティーツリー、ツクシ、タイムおよびクルミの植物エキスのいずれか）、またはこれらの混合物からなる群から選択される、請求項 8 に記載の泡沫処方物。

【請求項 10】

前記処方物が泡沫状クリームである、請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 11】

前記エマルションが、水素添加レシチン以外の少なくとも 1 種のリン脂質および少なくとも 1 種の液体ワックスエステルを含む、請求項 1 から請求項 9 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 12】

前記リン脂質がレシチンを含み、かつ/または前記ワックスエステルがミリスチン酸イソプロピルを含み、かつ/またはカプリル酸/カプリン酸トリグリセリド以外のトリグリセリドがさらに含まれる、請求項 11 に記載の泡沫処方物。

【請求項 13】

前記膜形成物質が水に可溶性ではない、請求項 1 から請求項 12 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 14】

前記膜形成物質が 8 より大きい HLB 値を有する、請求項 1 から請求項 13 のいずれか

1 項に記載の泡沫処方物。

【請求項 15】

請求項 1 から請求項 14 のいずれか 1 項に記載の泡沫処方物の製造方法であって、

a) エマルションを生成する工程と、

ここで、エマルションを生成する工程が、

(1) 少なくとも泡沫処方物中でラメラ状の膜を形成する水素添加レシチンと、カプリル酸/カプリン酸トリグリセリドとを含む油相を準備する工程と、

(2) 水相を準備する工程と、

(3) 両方の相を加えて均一化する工程と、を含む、

ただし、均一化する工程が高圧均一化又は超音波による

b) 前記エマルションおよび噴霧剤を耐圧容器の中に充填する工程、または

c) 耐圧容器以外の、前記エマルションを分注する際に泡沫を生成する容器の中に、前記エマルションを充填する工程と

を含む、方法。

【請求項 16】

前記油相および前記水相が、40 ~ 90 の間の温度で均一化される、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】

前記エマルションを生成する工程 a) に引き続いて、b) または c) の充填工程前に、さらに、

(6) 増粘剤の水溶液を準備する工程と、

(7) 前記増粘剤の溶液を前記エマルションと混合する工程と

を含む、請求項 15 または 16 に記載の方法。

【請求項 18】

前記泡沫処方物が 10 重量%の噴霧剤を含む、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 19】

均一化する工程が、50,000 ~ 250,000 kPa の圧力で実施される、請求項 15 から請求項 17 のいずれか 1 項に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0087

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0087】

本発明の処方物の活性薬剤は、保湿特性およびバリア強化特性を有する物質（例えば、ヒドロピトン（Hydroviton）、NMFの模倣物、ピロリドンカルボン酸およびその塩、乳酸およびその塩、グリセロール、ソルビトール、プロピレングリコールならびに尿素など）の群、タンパク質およびタンパク質加水分解物の群の物質（例えばコラーゲン、エラスチンおよび絹タンパク質など）、グリコサミノグリカンの群の物質（例えばヒアルロン酸など）、炭水化物の群の物質（例えば、組成がヒトの角質層の炭水化物混合物に対応するペンタピチン（Pentavitin）など）、ならびに脂質および脂質前駆体（例えばセラミドなど）の群の物質から選択されることが有利である。本発明の意味でのさらなる有利な活性薬剤は、ビタミン（例えばパンテノール（Panthenol）、ナイアシン、 α -トコフェロールおよびそのエステル、ビタミンAならびにビタミンC）の群から選択してよい。さらに、抗酸化物質（例えば没食子酸塩（Galate）およびポリフェノール）の群から選択される活性薬剤を使用してもよい。尿素、ヒアルロン酸およびペンタピチンは好適な物質である。